生活相談員の資格要件について（1～2に該当する者とする）

1　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

2　社会福祉法第19条第1項各号と「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容については下記のとおり定める

〇社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第19条　社会福祉主事は，都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし，年齢20年以上の者であって，人格が高潔で，思慮が円熟し，社会福祉の増進に熱意があり，かつ，次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学，旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学，旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において，厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二　厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三　社会福祉士

四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

〇社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

第1条の2　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は，次のとおりとする。

一　精神保健福祉士

二　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において，法第19条第1項第1号 に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて，学校教育法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者

〇社会福祉法第19条第1項各号と「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等

内 容	資格証明に必要な書類等
1 介護支援専門員 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】	介護支援専門員証の写し
2 特別養護老人ホームにおいて，介護の提供に係る計画の作成に関し，1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	勤務先で発行する在職証明書（職務内容，在職期間が確認できるもの）
3 老人福祉施設の施設長経験者 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に，専門的な知識経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（役職，職務内容，在職期間が確認できるもの）
4 通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く），認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて，当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）あり，介護福祉士の資格を有する者 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】	勤務先で発行する在職証明書（事業種別，職務内容，在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し

注釈

1 2の「特別養護老人ホームにおいて，介護の提供に係る計画の作成」とは，「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第14条に定める「入所者の処遇に関する計画」の作成をいう。

2 3の「老人福祉施設」とは，老人福祉法第5条の3に定めるとおりである。
【老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，経費老人ホーム，老人福祉センター，老人介護支援センター】

3 3の「施設長経験者」とは，施設長として1年以上の実務経験を有する者とする。
なお，老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者（管理者）については，社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業に2年以上従事したものとします。

4 4の通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設，認知症対応型通所介護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所については，介護予防サービスによるものを含むものとする。